

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月20日

青森県知事 殿

提出者

住 所 青森県青森市大字幸畠字谷脇 85-1

氏 名 株式会社 NIPPO 青森統括事業所

所長 小野寺 正俊

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 017-738-9387

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 NIPPO 青森統括事業所
事業場の所在地	青森県内(青森市、八戸市を除く)
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	青森県内元請工事完成高 249,408万円
③ 従業員数	40人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1,2に記載

(日本産業規格A列



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排 出 量	64.8 t	2.34 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排 出 量	70.00 t	3.00 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の種類毎に集積場所等で分別し、処分委託時の積み込みに際し、ほかの廃棄物と混ざらないようにしている。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続する。
② 計画	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類(Co)	がれき類(As)	がれき類(As, Co)	その他がれき類
排出量	1963.09 t	6148.76 t	2390.27 t	86.16 t

(これまでに実施した取組)

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類(Co)	がれき類(As)	がれき類(As, Co)	その他がれき類
排出量	1970.00 t	6150.00 t	2400.00 t	90.00 t

(今後実施する予定の取組)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	混合廃棄物	混合廃棄物石綿含有	建設汚泥	紙くず
排出量	138.02 t	6.70 t	102.85 t	0.64 t

(これまでに実施した取組)

【目標】

産業廃棄物の種類	混合廃棄物	混合廃棄物石綿含有	建設汚泥	紙くず
排出量	140.00 t	7.00 t	105.00 t	1.00 t

(今後実施する予定の取組)

(第2面) - 4

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず、陶磁器くず	—	—
排出量	88.65 t	92.2 t	—	—

(これまでに実施した取組)

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず、陶磁器くず	—	—
排出量	90.00 t	95.00 t	—	—

(今後実施する予定の取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
中間処理施設は子会社での運用のため、自ら再生はできない。再生材料の使用については発注者の意向を考慮しながら最大限利用できるように提案を行った。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
現状の取り組みを継続する。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
なし			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) なし		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	64.8 t	2.34 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	64.8 t	2.34 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物と適正な処理を確保するため、関連する法令と、その他規則を遵守するとともに、行政の環境政策に協力する。産業廃棄物の排出には、マニフェストを交付し最終処分が終了するまでの一連の工程における処理が適切に行われたことを確認した。			

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類(Co)	がれき類(As)	がれき類(As, Co)	その他がれき類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類(Co)	がれき類(As)	がれき類(As, Co)	その他がれき類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類(Co)	がれき類(As)	がれき類(As, Co)	その他がれき類
全処理委託量	1963.09 t	6148.76 t	2390.27 t	86.16 t
優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
再生利用業者への 処理委託量	1963.09 t	6148.76 t	2390.27 t	86.16 t
認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t

(第4面) - 3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	混合廃棄物	混合廃棄物石綿含有	建設汚泥	紙くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

【目標】

産業廃棄物の種類	混合廃棄物	混合廃棄物石綿含有	建設汚泥	紙くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	混合廃棄物	混合廃棄物石綿含有	建設汚泥	紙くず
全処理委託量	138.02 t	6.70 t	102.85 t	0.64 t
優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
再生利用業者への 処理委託量	138.02 t	6.70 t	102.85 t	0.64 t
認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t

(第4面) - 4

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず、陶磁器くず	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	—	—

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず、陶磁器くず	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	—	—

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず、陶磁器くず	—	—
全処理委託量	88.65 t	92.2 t	—	—
優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	—	—
再生利用業者への 処理委託量	88.65 t	92.2 t	—	—
認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	—	—
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	—	—

(第5面)

【目標】		
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
全処理委託量	70.00 t	3.00 t
優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
再生利用業者への 処理委託量	70.00 t	3.00 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
昨年に引き続き産業廃棄物の適正な処理を確保するため、関連する法令、その他規則を遵守するとともに、行政の環境政策に協力する。産業廃棄物の排出には、マニフェストを交付し最終処分が終了するまでの一連の工程における処理が適切に行われたことを確認する。		
※事務処理欄		

(第5面) - 2

【目標】				
産業廃棄物の種類	がれき類 (Co)	がれき類(As)	がれき類 (As, Co)	その他がれき類
全処理委託量	1970.00 t	6150.00 t	2400.00 t	90.00 t
優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
再生利用業者への 処理委託量	1970.00 t	6150.00 t	2400.00 t	90.00 t
認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
※事務処理欄				

【目標】				
産業廃棄物の種類	混合廃棄物	混合廃棄物 石綿含有	建設汚泥	紙くず
全処理委託量	140.00 t	7.00 t	105.00 t	1.00 t
優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
再生利用業者への 処理委託量	140.00 t	7.00 t	105.00 t	1.00 t
認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
※事務処理欄				

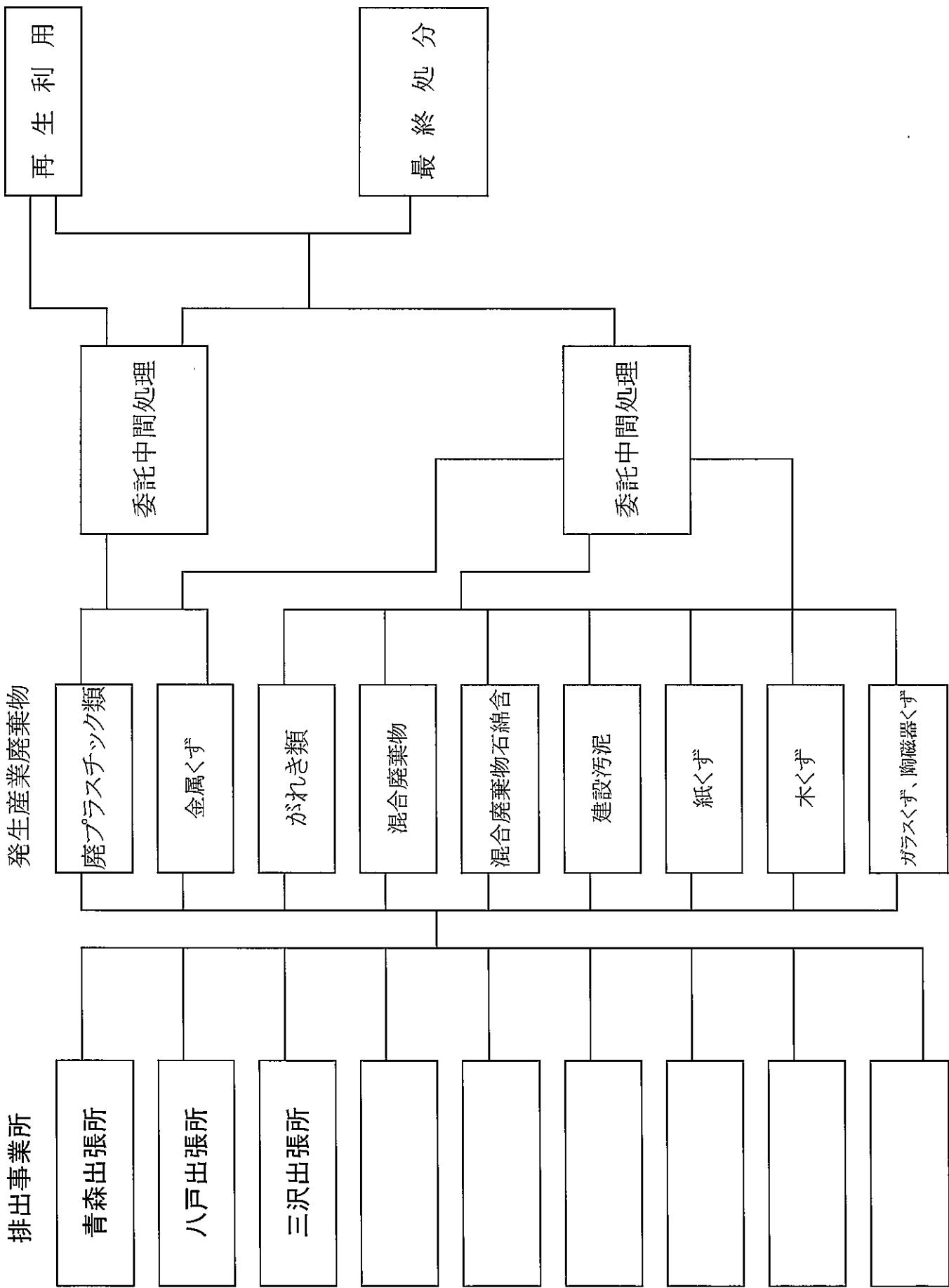
【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず、陶磁器くず	—	—
全処理委託量	90.00 t	95.00 t	—	—
優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	—	—
再生利用業者への処理委託量	90.00 t	95.00 t	—	—
認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	—	—
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	—	—
※事務処理欄				

備考

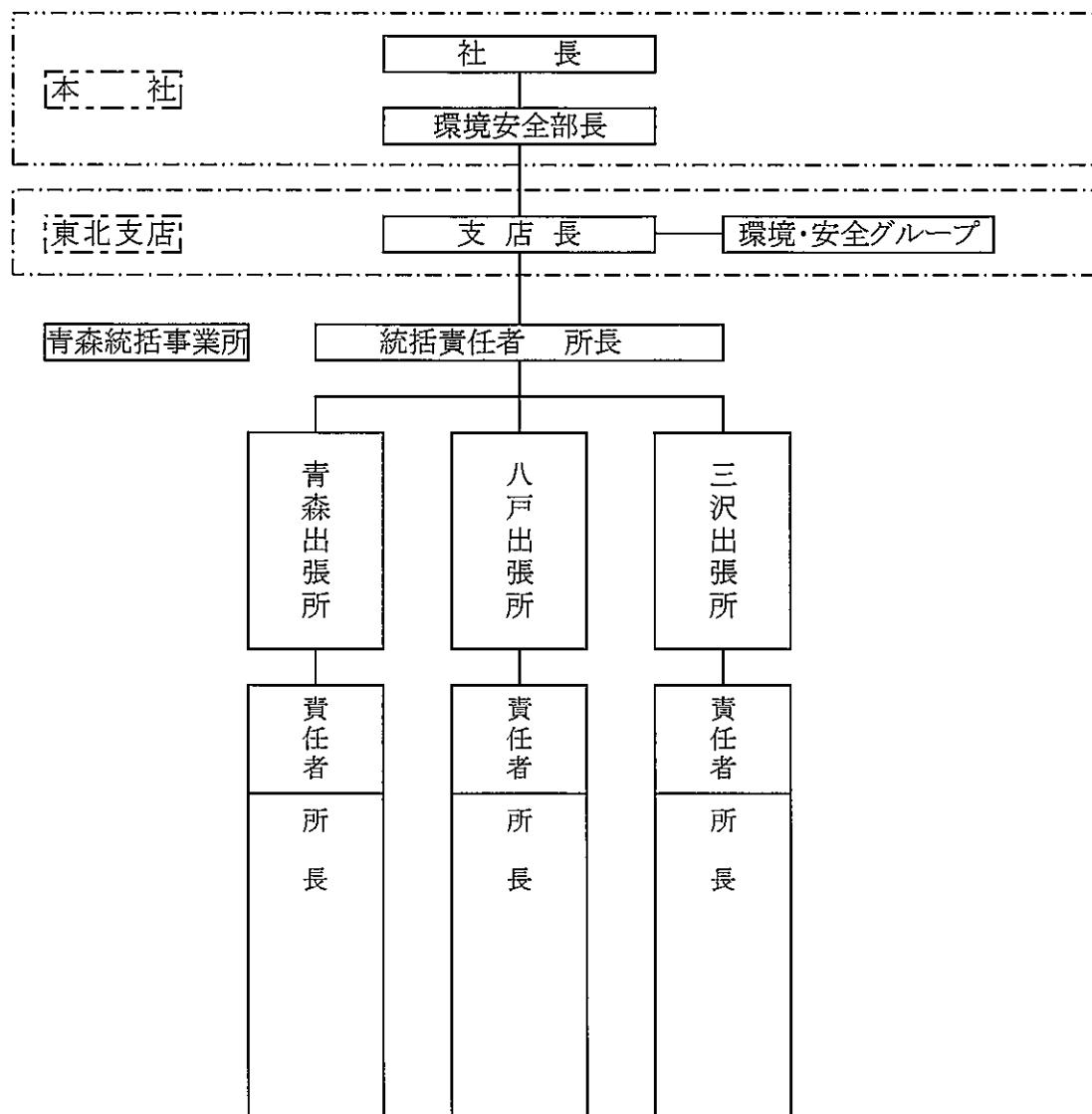
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程

別紙-1



管理体制図



(2) 役割

ア. 統括責任者

処理方針の策定及び処理業務全般の統括。

イ. 責任者

処理計画の作成、管理状況の把握、処理業者の調査・選定・管理、委託契約の締結、マニフェストの交付・管理、監督官庁への報告、社員・関連会社に対する教育・啓発。

(3) 管理体制

本社環境安全部及び東北支店の担当者が、東北地区の廃棄物処理業務全般について、管理・指導を行う。

(4) 教育・研修

本社環境安全部及び東北支店の担当者が、定期的に巡回指導を実施している。それと別に研修会も随時開催し、廃掃法等の教育をおこなっている。特に関係法令の改正等があった場合は、地域毎に研修会が行われる。